

ご存知ですか？

住宅のリフォーム又は改修をした場合、費用の一部を助成していただける制度があります。

⑤事前申請が必要です。

住宅関連の費用助成制度

制度名	大竹市子育て・高齢者等あんしん住宅リフォーム事業制度	介護保険による住宅改修	大竹市障害者(児)日常生活用具給付事業(住宅改修費)
制度の概要	子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯の住宅リフォームに要する費用の一部を補助する制度	要介護(要支援)の認定を受けている在宅の方が、住所地において一定の住宅改修を行ったときに、改修費の一部を支給する制度	障害者(児)が一定の住宅改修を行ったときに、改修費の一部を補助する制度。
補助対象者	子育て世帯 ① 高齢者世帯 ② 障害者世帯 ③	要介護(要支援)の認定を受けている者	身体障害者手帳1～3級所持者のうち下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害を有する者
補助対象住宅	自らが居住するために建築後1年以上経過した住宅又はマンション等	—	—
補助対象工事の最低額	30万円	なし	なし
補助率	1/10以内	原則90%	原則95%
補助限度額	10万円	18万円	20万円—自己負担額
補助対象工事	子供部屋、高齢者等の寝室の模様替え、居間、食堂、台所等	手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更、扉・便器の取替え(付帯工事含む)	手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更、扉・便器の取替え(付帯工事含む)
施工条件	市内に本店を有する建設業者等が施工するもの	—	—
工事期間	補助金の交付決定通知の日以降に工事を着工し、平成26年3月31日(月)までに工事を完了するもの	—	—
お問合せ	都市計画課建築係 Tel59-2168	保健介護課介護高齢者係 Tel59-2144	福祉課障害福祉係 Tel59-2146

① 子育て世帯：同居者に18歳未満(当該年度の4月1日時点)の者がいる世帯

② 高齢者世帯：居住者に60歳以上(当該年度の4月1日時点)の者がいる世帯

③ 障害者世帯：居住者に身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者がいる世帯

大竹住まいのリフォームセンター登録業者一覧

業種	業者名	電話番号	業種	業者名	電話番号
総合建設	田中建設工業(株)	0827-57-0001	タイル・左官・塗装工事	(有)アカツキ塗装	0827-52-7864
	福島建設(株)	0827-57-4355		山田左官	0827-52-7247
	(株)三洋技建	0827-52-5155		カワハシ塗装	0827-57-5599
仮設・基礎工事	(株)末広工務店	0827-52-2908	内装・雑工事	(有)スペースインテリア・アキュム	0827-53-0196
	(有)田中土木	0827-57-2306		平山表具店	0827-52-4417
木・躯体工事	長光建築工房	0827-52-6714	電気設備工事	家具装飾のふくもと	0827-53-2552
	藤本工務店	0827-53-7710		藤本電業(株)	0827-53-4321
	(有)神垣建工	0827-57-7470		向井電気工事	0827-52-6588
屋根・外壁工事	山田工務店	0827-57-9511	給排水・衛生設備・ガス設備工事	森電気工事	0827-53-5393
	三村板金	0827-57-4761		今五産業(有)	0827-52-2529
建具工事	(株)渡部瓦産業	0827-52-2374	大竹プロパン瓦斯(株)	0827-52-2108	
	(株)田村建具工業	0827-52-4525		二階堂商事(有)	0827-52-2043
	永井建具店	0827-52-2666		(有)プロ・コーポレーション	0827-53-6131
	望戸硝子工業	0827-53-3247			

「リフォームは完了したけれど、その工事内容や価格が適正かどうかチェックしてほしい。」との依頼が、当リフォームセンターによくあります。残念ながら工事完了後では全てのチェックは無理です。様式・規格などが分かる詳細な見積り及び図面がある場合、それを基に判断は出来ませんが、必ずしもその見積書通りの材料を使用しているかまでは確認できずチェックは困難です。

リフォームをする場合、このような事態を避けるためにも、事前に信頼の出来る業者に充分説明を受けた上で発注して下さい。